

大崎町地球温暖化防止活動実行計画
〔事務事業編〕（改定版）

令和5年2月

大崎町

(一社) 地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である「令和 4 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」により作成

目次

第1章 計画の意義と位置づけ	3
1 計画策定の背景と意義	3
(1) 地球温暖化の科学知見	3
(2) 社会の動き	4
(3) 策定の背景	8
(4) 策定の意義と留意点	9
①地域における温室効果ガスの実質的な削減	9
②取組により地域の模範となる	9
③グリーン調達の推進による経済の活性化	9
④省エネ・省資源化による水光熱費等の事務経費の削減	9
⑤温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積	9
2 計画の位置付け	10
3 計画の対象	11
(1) 対象範囲	11
(2) 対象機関および施設	11
(3) 対象とする温室効果ガス	13
4 計画期間	15
5 基準年度	15
6 基準係数等	15
第2章 事務事業による温室効果ガス排出量の算定	17
1 温室効果ガス排出量の算定	17
(1) 二酸化炭素 (CO ₂)	17
(2) メタン (CH ₄)	17
(3) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	18
(4) ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	19
(5) パーフルオロカーボン類 (PFCs)	19
(6) 六ふっ化硫黄 (S F ₆)	19
(7) 三ふっ化窒素 (N F ₃)	19
2 温室効果ガスの排出状況	20
(1) 大崎町役場関連施設からの排出	20
(2) 大崎町役場からの排出状況の評価	22
① 現況	22
② 主な温室効果ガス排出量増加箇所と要因	22
③ 対策	22
④ 主な温室効果ガス排出量減少箇所と要因	23
第3章 基準年度および温室効果ガスの排出量削減目標	24
1 基準年度および基準排出量	24

2 将来水準と温室効果ガスの排出量削減目標	24
(1) 将来水準	24
(2) 目標年度	24
(3) 削減目標	24
(4) 削減目標の設定の考え方	25
第4章 取組項目及び取組目標	26
取組分野1：環境に配慮した製品を利用します	27
(1) 次世代自動車及び充電設備等の導入	27
(2) 再生紙の使用推進	28
(3) 環境に配慮したイベント開催の推進	29
取組分野2：省資源・省エネルギーを推進します	30
(1) 上水使用量の削減	30
(2) 電気使用量の削減	31
(3) 用紙類使用量の削減	33
(4) 燃料使用量の削減	34
取組分野3：環境汚染を防止し緑化等を推進します	35
(1) 緑のカーテンの設置や緑化等の推進	35
(2) 汚染物質等の排出抑制等	36
(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	37
取組分野4：建築・改修，機器更新等における環境配慮を進めます	38
(1) 省資源に配慮した建築・改修の推進	38
(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の推進	39
(3) 適切な機器の運用	40
(4) 再生可能エネルギーの導入推進	41
(5) 環境配慮契約の推進	42
取組分野5：職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な省エネルギーにつな がる取組を進めます	43
(1) 環境保全意識の向上	43
(2) 職員の自主的取組の推進	44
(3) 関係者との連携の推進	45
(4) 総合的な省エネルギーにつながる取組の推進	46
第5章 計画の推進	47
1 計画の推進体制	47
2 進捗管理と実施状況の点検・公表	49
3 計画の見直し	49

第1章 計画の意義と位置づけ

1 計画策定の背景と意義

(1) 地球温暖化の科学知見

地球温暖化とは、地球の地表面及び大気の温度が自然変動の範囲を超えて長期的に上昇する現象で、その主因は二酸化炭素等による温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体に気候変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

世界の政策決定者に対して正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、2021（令和3）年～2022年（令和4）年にかけて、最新知見を取りまとめた第6次評価報告書（以下「AR6」）を公表しました。「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い（可能性95%以上）」とした2013年の第5次報告書（以下「AR5」）から、AR6では「人間活動が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と評価され、AR5から大きく踏み込んだ表現となっています。

また、猛暑や大雨などの極端現象の増加にも人間活動の影響が現れていると評価されました。さらに、将来の地球温暖化の見通しは5つのシナリオに沿って評価され、産業革命前からの世界平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを目指す、排出量が「非常に低い」シナリオ(SSP1-1.9)、2℃程度を目指す「低い」シナリオ(SSP1-2.6)、現状の対策レベルの延長に近いと考えられる「中間」シナリオ(SSP2-4.5)、追加的な対策を行わない「高い」シナリオ(SSP3-7.0)、化石燃料を利用し続ける「非常に高い」シナリオ(SSP5-8.5)があります。1.5℃を目指す「非常に低い」シナリオは、今世紀半ばに世界全体の人間活動による二酸化炭素排出が実質ゼロになり、その後マイナスになっていく必要があります。しかし、この場合でも2021-2040年の平均気温が1.5℃に達してしまう可能性が5割程度と評価されました。現状の対策レベルに近い「中間」シナリオでは、今世紀半ばに2℃を超えてしまいます。温暖化を1.5℃で止めるには、今世紀半ばまでに二酸化炭素排出実質ゼロが必要です。

今後、気温上昇を抑えるには、早期に排出量削減に取り組む必要があります、排出量を実質ゼロにすることが必要となります。



資料 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org>)

(2) 社会の動き

1992（平成 4）年の国連総会において、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目的とした「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。その後、毎年締約国会議が開催されています。第 1 回目の締約国会議（COP1）は 1995（平成 7）年にドイツのベルリンで行われ、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成 9）年に日本の京都で開催された第 3 回締約国会議（COP3）において、京都議定書が採択されました。この中で、日本については、温室効果ガス排出量を「2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年」の第一約束期間に、1990 年比で 6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な動きを受け、1998（平成 10）年 10 月、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が公布され、1999（平成 11）年 4 月に施行されました。この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者および国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを定めています。2013（平成 25）年にポーランドのワルシャワで開催された第 19 回締約国会議（COP19）では、全ての国に対し、第 21 回締約国会議（COP21）に十分先立って 2020（令和 2）年以降の国が決定する貢献案（Intended Nationally Determined Contribution。以下「INDC」）を示すことが決定されました。2015（平成 27）年 7 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%減（2005（平成 17）年度比 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

同年 2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、新たな国際枠組であるパリ協定が採択されました。パリ協定では全ての締約国が「平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2°C 未満に抑え、1.5°C 以下に抑える努力をする」ことを目標として掲げ、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量を森林などによる吸収量などとバランスをとり、実質ゼロにする方針を打ち出しています。パリ協定は 2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本は 11 月 8 日に批准しました。これを受け、政府は同年 12 月地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとなりました。

2016（平成 28）年 5 月、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収量の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載された「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

そして、2020（令和 2）年 10 月、内閣総理大臣は国会の所信表明演説で、パリ協定に定める目標等を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

翌年、2021（令和3）年3月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。

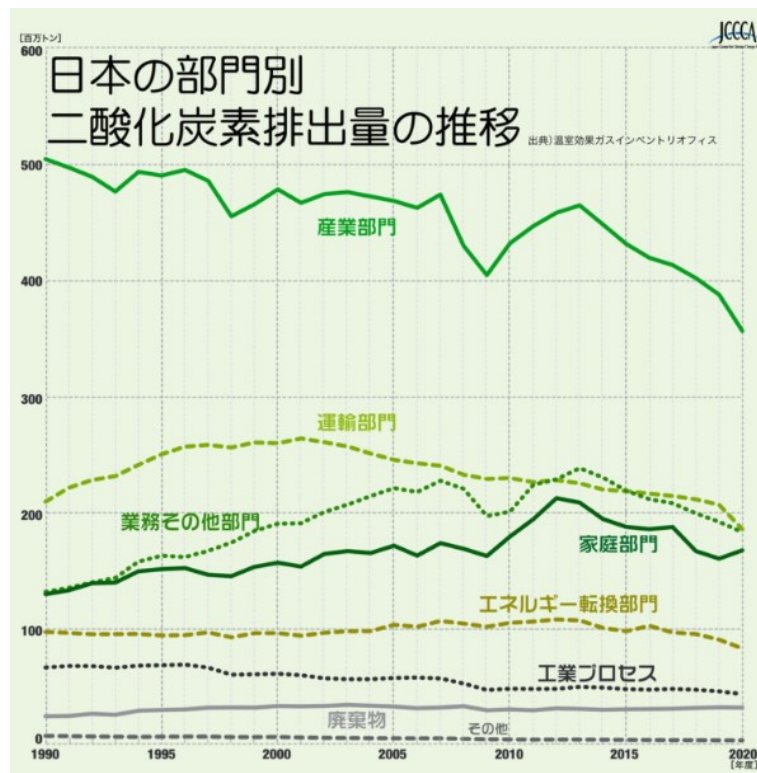
2021（令和3）年10月、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととし、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする裏付となる対策や施策を示しました。地球温暖化対策計画では、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度における部門別に排出量の目安が示されています。行政機関が含まれる「業務その他部門」については、2013年度実績である238百万t-CO₂を51%削減して、116百万t-CO₂という2030年度の排出量の目標が示されています。

2030年度温室効果ガス部門別の目標・目安（単位：百万t-CO₂）

	2013年度 実績	2019年度 実績 (2013年度比)	2030年度の 目標・目安 ²¹ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 ²² (▲17%)	760 (▲46% ²³)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門 ²⁴	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス ²⁵	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7
二国間クレジット制度 (JCM)	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

²¹ エネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
²² 温室効果ガス総排出量から温室効果ガス吸収源による吸収量を差し引いたもの。
²³ さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
²⁴ 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
²⁵ HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては暦年値。

2020（令和 2）年の全国における業務その他部門の二酸化炭素排出量は 182 百万 t-CO₂ で、2013 年度の 238 百万 t-CO₂ と比較して約 23%削減されています。2030 年度において、2013 年度比 51%削減の目標達成に向け、更なる削減が必要になってきます。



資料 全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策は、国、県、本町がそれぞれの行政事務の役割、責務を踏まえ、密接に連携しながら取組を進めていくことが必要です。2050年カーボンニュートラルに向けて、行政機関が果たすべき役割はますます高まっています。

新たな地球温暖化対策計画の構成



はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

- 我が国の地球温暖化対策の目指す方向
 - ① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
 - ② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組
- 地球温暖化対策の基本的考え方
 - ① 環境・経済・社会の統合的向上
 - ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
 - ③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
 - ④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
 - ⑤ パリ協定への対応
 - ⑥ 評価・見直しプロセス（P D C A）の重視

第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

- 我が国の温室効果ガス削減目標
 - ・ 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける
- 計画期間
 - ・ 閣議決定の日から2030年度末まで

第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

- 地球温暖化対策計画の進捗管理
 - ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討
- 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法
- 推進体制の整備

第3章 目標達成のための対策・施策

- 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割
- 地球温暖化対策・施策
 - ・ エネルギー起源二酸化炭素
 - ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
 - ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策
 - ・ 分野横断的な施策
 - ・ 基盤的施策
- 公的機関における取組
- 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項
- 特に排出量の多い事業者に期待される事項
- 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）
- 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進
 - ・ パリ協定に関する対応
 - ・ 我が国の貢献による海外における削減
 - ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策

別表（個々の対策に係る目標）

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ■ エネルギー起源CO ₂ | ■ 温室効果ガス吸収源 |
| ■ 非エネルギー起源CO ₂ | ■ 横断的施策 |
| ■ メタン・一酸化二窒素 | |
| ■ 代替フロン等4ガス | |

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策



《再エネ・省エネ》

- 「改正地球温暖化対策推進法」に基づき、自治体が太陽光等の促進区域を設定
- 風力等の導入拡大に向けた送電線の整備、利用ルールの見直し
- 地熱発電の開発加速に向けた科学データ収集・調査、地域調整
- 住宅や建築物の省エネ基準の義務付け拡大
- 家電などの省エネ基準の引き上げ
- 省エネ機器の導入補助金、税制措置

《横断的取組》

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 国や自治体において、庁舎・施設に太陽光発電を最大限導入
- 日本の技術を活用した、新興国での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

《産業・運輸など》

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池等重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援
- 電動車の充電設備、水素ステーション導入支援
→2030年までに新車販売に占める次世代自動車を5～7割に
→2035年までに電動車100%に
- ノンフロン冷媒の冷凍冷蔵機器の技術開発・導入支援
- 鉄道、船舶、航空機の脱炭素化
- 海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

(3) 策定の背景

温対法第 21 条第 1 項に、都道府県および市町村は、当該都道府県および市町村の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）を策定するものとされています。また、同条第 13 項、第 14 項に、実行計画を策定し又は変更したときは、遅滞なくこれを公表すること、同条第 15 項に、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策推進に関する法律

第二十一条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

第 2 項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第 3 項～第 12 項（省略）

第 13 項 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

第 14 項 第 9 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

第 15 項 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第 16 項、第 17 項（省略）

(4) 策定の意義と留意点

本町は自らの事務事業に関して、率先して地球温暖化対策を実施するものとします。これまでの対策の実施状況や社会情勢等を踏まえて、更なる取組の推進を図るため本計画を策定します。なお、本町で実行計画を策定することで生まれる対外的な効果として、以下の5点があげられます。なお、本計画の推進にあたっては、住民サービスや執務環境に支障が生じないように十分に配慮します。

①地域における温室効果ガスの実質的な削減

本町の事務事業は、本町内において、温室効果ガス排出量が比較的大きい経済主体であり、自らの事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を削減することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものです。

②取組により地域の模範となる

本町が率先的な取組を行うことにより地域の模範となり、本計画を参考として、事業者、住民の自主的・積極的な取組が進んでいくことが期待されます。

③グリーン調達による経済の活性化

本計画に、環境配慮型商品の調達といった温室効果ガス排出削減のための措置に関する目標を盛り込み、具体的な目標を掲げて環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することで、地域経済の活性化に貢献するものとなります。

④省エネ・省資源化による水光熱費等の事務経費の削減

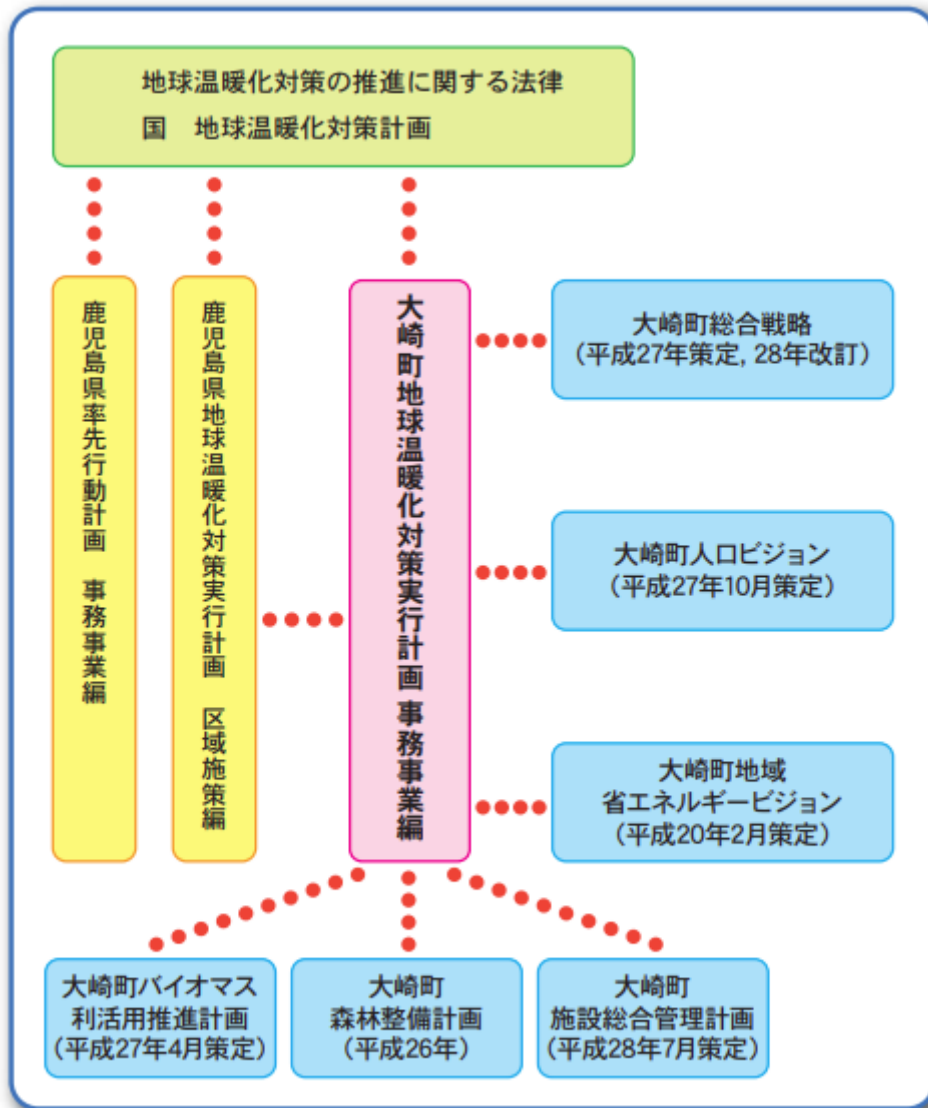
紙、電気、水の使用量、廃棄物の発生量などを削減することは、事務経費の削減にもつながります。本計画を策定し、実施することにより、地球温暖化防止上の効果と経済効果を同時に達成することができます。浮いた経費は新たな独自予算を確保したともいえるものです。

⑤温室効果ガス排出抑制対策に関する経験・知見の蓄積

地域の事業者や住民に身近な行政機関として、本町には地球温暖化対策に関する情報提供等の支援を行う機関としての役割があります。自らの取組を通じて、地球温暖化対策について経験や知見を蓄積し、事業者や住民に対する情報提供や助言をより効果的に行うことができるようになります。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法 第 21 条第 1 項に基づき、町が自らの事務および事業に関し、率先して地球温暖化対策を実施するための計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として位置付けます。



他の計画との関係

3 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画が対象とする範囲は、本町関連施設において実施する事務事業および職員が行う活動を対象とします。

(2) 対象機関および施設

対象機関は、本町の町長部局、議会、教育委員会およびそれらの出先等全ての機関とし、対象施設は全ての機関が管理している施設、本町所有で指定管理者に委託している施設や公衆トイレ、街路灯、ポンプなどの無人施設を含みます。

ただし、廃棄物の収集運搬など外部への委託等により実施するものは除外します。町営住宅・教員住宅など管理主体が別にあるものについては、共用部分など町が直接管理する部分を除き対象外とします。しかし、これらのものについても、温室効果ガスの排出削減等の取り組みについて、受託者や利用者等に対して必要な措置を講じるよう要請することとします。

モニタリングの対象とする大崎町関連の 74 機関および施設（以下「町役場等施設」という。）を次表に示します。

大崎町役場関連施設の部署

番号	所属	施設名
1	管理課	大崎中学校
2	管理課	菱田中学校 (2014年度以降廃止)
3	管理課	大崎第一中学校 (2014年度以降廃止)
4	管理課	大崎小学校
5	管理課	大丸小学校
6	管理課	菱田小学校
7	管理課	中沖小学校
8	管理課	持留小学校
9	管理課	野方小学校
10	管理課	給食センター
11	建設課	公営住宅施設内防犯灯 (28箇所 40W 蛍光灯)
12	建設課	ポケットパーク 51-13
13	建設課	ふれあいパーク 31-50
14	建設課	中央公園 (園内) 12
15	建設課	中央公園 (園入口) 12
16	建設課	ふれあいの里公園 41-15
17	建設課	〃 51-9
18	耕地課	活性化センター
19	社会教育課	公民館・図書館・弓道場
20	社会教育課	立小野公民館
21	社会教育課	中沖公民館
22	社会教育課	教育集会所
23	社会教育課	中央運動公園
24	社会教育課	大丸運動公園
25	社会教育課	永吉運動広場
26	社会教育課	野方グラウンド
27	社会教育課	野方グラウンドトイレ
28	社会教育課	菱田ナイター等
29	社会教育課	体育館
30	社会教育課	陶芸窯
31	社会教育課	持留農村広場ナイター
32	社会教育課	陶芸棟
33	住民環境課	野方支所
34	水道課	水道課庁舎
35	水道課	菱田水源地
36	水道課	岡別府水源地
37	水道課	倉元水源地 (簡水)

番号	所属	施設名
38	水道課	倉元水源地 (大崎町役場簡水)
39	水道課	籠谷水源地
40	水道課	東川水源地
41	水道課	中山第一水源地
42	水道課	中山第二水源地
43	水道課	中山第二水源地 (残塩局)
44	水道課	永吉水源地
45	水道課	立小野配水池
46	水道課	大佐土原配水池
47	水道課	上別府配水池
48	水道課	鳥越配水池
49	水道課	クリーンセンター
50	水道課	マンホールポンプ (17箇所)
51	水道課	中沖ポンプ場
52	水道課	水之谷ポンプ場
53	水道課	西之上配水池
54	水道課	西之上配水池 (大崎町長簡易水道)
55	水道課	荒佐配水池
56	総務課	本庁舎
57	総務課	消防9施設
58	農林振興課	機械センター
59	農林振興課	菱田改善センター
60	農林振興課	野方改善センター
61	農林振興課	持留改善センター
62	農林振興課	大丸改善センター
63	農林振興課	家畜集合指導センター
64	農林振興課	農業研修館
65	保健福祉課	大丸保育園
66	保健福祉課	野方保育園
67	保健福祉課	中沖保育所 (2014年度以降廃止)
68	保健福祉課	保健センター
69	保健福祉課	老人福祉センター
70	保健福祉課	福祉給食センター
71	保健福祉課	シルバー人材センター
72	企画調整課	広域活性化センター (あすばる大崎)
73	企画調整課	<R>の松原キャンプ場
74	各所管課	公用車

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められた以下の7種類の物質のうち、三ふっ化窒素を除いた6種類とします。

対象ガス

- ・二酸化炭素 (CO₂)
- ・メタン (CH₄)
- ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- ・パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- ・六ふっ化硫黄 (SF₆)

対象外ガス

- ・三ふっ化窒素 (NF₃)

温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電機の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排気量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり 25 倍の温室効果がある。	
一酸化炭素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり 298 倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり 12 ~ 14,800 倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり 7,390 ~ 17,340 倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり 22,800 倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり 17,200 倍の温室効果がある。	

※実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFCおよびPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条(HFC 13物質)および第2条(PFC 7物質)に掲げられているものです。

参考：算定対象活動と排出される温室効果ガスの種類

算定対象活動	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC
燃料の使用(ガソリン, 灯油, 重油, 都市ガス等)	○				
他人から供給された電気の使用	○				
他人から供給された熱の使用	○				
一般廃棄物の焼却	○	○	○		
産業廃棄物の焼却	○	○	○		
ボイラー・家庭用機器での燃料の使用	(○)	○	○		
ディーゼル機関における燃料の使用 (自動車, 鉄道車両または船舶用を除く)	(○)		○		
ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用 (航空機, 自動車または船舶用を除く)	(○)	○	○		
自動車の走行	(○)	○	○		
船舶における燃料の使用(軽油, 重油)	(○)	○	○		
家畜の飼養(消化管内発酵)		○			
家畜の飼養(ふん尿処理)		○	○		
水田の耕作		○			
牛の放牧		○	○		
農業廃棄物の焼却		○	○		
埋立処分した廃棄物の分解		○			
下水・し尿・雑排水処理		○	○		
耕地(畑・水田)への化学肥料の使用			○		
耕地(農作物)への肥料(化学肥料以外)の使用			○		
麻酔剤(笑気ガス)の使用			○		
自動車用エアコンディショナーの使用, 廃棄				○	
噴霧器・消火器の使用, 廃棄				○	
PFC含有製品の廃棄					○

(○)：二酸化炭素排出量は「燃料の使用」項目として算定対象。

4 計画期間

2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度までの 8 年間とします。

5 基準年度

国の地球温暖化対策計画の基準年度との整合性を考慮して、2013（平成 25）年度を基準年度とします。

6 基準係数等

本計画で対象とする温室効果ガスの地球温暖化係数および、化石燃料の使用・電力の使用による温室効果ガスの排出係数（以下「係数等」という。）については、温対法施行令および「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 4 年 3 月環境省大臣官房 環境計画課）（旧 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）」（以下「マニュアル」という。）により定められており、本計画ではこれらの数値を用います。これらの数値は適宜変更されますが、今後係数等が変更された場合は、本計画において各年度の温室効果ガス排出量の評価においては、最新の係数等を用いて算定する「実排出量」と、基準年の排出量に対する排出削減努力の結果を明確にするために、下表に示した 2013（平成 25）年度時点の係数等（以下「基準係数等」という。）を用いて算定する「比較排出量」をあわせて算定することとします。なお、基準係数等を用いて算定した、基準年度である 2013（平成 25）年度の排出量を「基準排出量」とします。

基準係数等

対象CO ₂ 排出係数	排出係数	備 考
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ / L	マニュアル（令和4年3月版）掲載値
灯油	2.49 kg-CO ₂ / L	同上
軽油	2.58 kg-CO ₂ / L	同上
A 重油	2.71 kg-CO ₂ / L	同上
B・C 重油	3.00 kg-CO ₂ / L	同上
LP ガス	3.00 kg-CO ₂ / kg	同上
電力	0.613 kg-CO ₂ / kWh	基準年度：2013（平成25）年度 九州電力 基礎排出係数
	0.305 kg-CO ₂ / kWh	2021（令和3）年度：九州電力 基礎排出係数

上記の対象以外で用いる排出係数については、マニュアル（令和 4 年 3 月版）に掲載のものを用います。

比較排出量算定のための地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数	備 考
二酸化炭素 (CO ₂)	1	令和5年2月現在、温対法施行令第4条に定める数値、以下同じ
メタン (CH ₄)	25	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	
トリフルオロメタン (HFC-23)	14,800	HFC 類
ジフルオロメタン (HFC-32)	675	
フルオロメタン (HFC-41)	92	
1,1,1,2,2 - ペンタフルオロエタン (HFC-125)	3,500	
1,1,2,2 - テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,100	
1,1,1,2 - テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,430	
1,1,2 - トリフルオロエタン (HFC-143)	353	
1,1,1 - トリフルオロエタン (HFC-143a)	4,470	
1,2 - ジフルオロエタン (HFC-152)	53	
1,1 - ジフルオロエタン (HFC-152a)	124	
フルオロエタン (HFC-161)	12	
1,1,1,2,3,3,3 - ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	3,220	
1,1,1,2,2,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,340	
1,1,1,2,3,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,370	
1,1,1,3,3,3 - ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	9,810	
1,1,2,2,3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	693	
1,1,1,3,3 - ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,030	
1,1,1,3,3 - ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	794	
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5 - デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	1,640	
パーフルオロメタン (PFC-14)	7,390	PFC 類
パーフルオロエタン (PFC-116)	12,200	
パーフルオロプロパン (PFC-218)	8,830	
パーフルオロブタン (PFC-31-10)	8,860	
パーフルオロシクロブタン (PFC-c318)	10,300	
パーフルオロペンタン (PFC-41-12)	9,160	
パーフルオロヘキサン (PFC-51-14)	9,300	
パーフルオロデカリン (PFC-9-1-18)	7,500	
パーフルオロシクロプロパン	17,340	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	

第2章 事務事業による温室効果ガス排出量の算定

1 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガスの排出量は、マニュアルの算定方法に基づいて、活動量、排出係数、地球温暖化係数を用いて、以下の式により算定します。

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス排出量} &= \text{活動量} \times \text{排出係数} \\ \text{二酸化炭素換算排出量} &= \text{温室効果ガス量} \times \text{地球温暖化係数} \end{aligned}$$

本計画の計画期間中に排出係数および地球温暖化係数が更新された場合は、最新の係数を用いて算定する「実排出量」と、基準係数等を用いて算定する「比較排出量」をあわせて算定することとします。

温室効果ガスの排出量算定に用いる活動量の区分と、それぞれの取扱については以下のとおりです。

(1) 二酸化炭素 (CO₂)

活動量の区分	取 扱
燃料の使用	関係部署から提出された燃料使用量のデータをもとにして算定します。
一酸化炭素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
他人から供給された電気の使用	関係部署から提出された電力量使用量のデータをもとにして、排出係数を乗じて算定します。
他人から供給された熱の使用	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
一般廃棄物の焼却	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しなかった。
産業廃棄物の焼却	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しなかった。
その他	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しなかった。

(2) メタン (CH₄)

活動量の区分	取 扱
ボイラーにおける燃料の消費	算定対象となる木質燃料の使用はないため、役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
ガス機関・ガソリン機関における燃料の消費	非常用発電機による排出が想定されますが、数分間の点検程度の短時間の運転であるため算定しません。 草刈機等のガソリン機関の使用は、定置式ではなく対象外であるため算定しません。
家庭用機器における燃料の消費	コンロ、小型湯沸器、ストーブの使用による灯油、LPGの燃料消費からの排出が該当します。 灯油については、ストーブなどでの使用とみなし、LPGについてはコンロ・湯沸器等での使用とみなして算定します。
自動車走行	公用車について、車種区分・燃料区分ごとに走行距離を集計して算定します。

船舶の航行	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
家畜の飼養、水田の耕作、牛の放牧	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
農業廃棄物の焼却	基準年度の排出量算定時点において植物性廃棄物の焼却に関する記録がなく、情報を得られなかったため基準排出量に加算していません。そのため、当面は算定しません。
埋立処分した廃棄物の分解	食物くず等（厨芥類、動植物性残渣、家畜の死体）を焼却せずに埋立処分していないため算定しません。 （ただし、排出量算定・報告・公表制度においては、汚泥類の埋立が対象とされており、おむつの埋立が算定対象となります。）
下水またはし尿の処理	クリーンセンターについては終末処理場として、処理水量の資料を基に算定します。 衛生センターについてはし尿処理施設として、処理水量の資料を基に算定します。
浄化槽によるし尿・雑排水の処理	町内の一般家庭等の浄化槽は対象外です。 基準年度の排出量算定の時点において、役場等施設に設置されている浄化槽の情報の入手が困難であったため基準排出量に加算していません。そのため今回の計画においては算定しません。
一般廃棄物の焼却	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
産業廃棄物の焼却	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
そのほか	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(3) 一酸化二窒素 (N₂O)

活動量の区分	取 扱
ボイラーにおける燃料の消費	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
一酸化炭素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 310 倍の温室効果がある。
ディーゼル機関における燃料の消費	非常用発電機等による排出が想定されるが、数分間の点検運転程度の短時間の運転であるので算定しません。
ガス機関・ガソリン機関における燃料の消費	非常用発電機による排出が想定されるが、数分間の点検運転程度の短時間の運転であるので算定しません。 草刈り機等のガソリン機関の使用による排出は、定置式ではなく算定対象外であるため算定しません。
家庭用機器における燃料の消費	コンロ、小型湯沸器、ストーブの使用による灯油、LPGの燃料消費からの排出が該当します。 灯油については、ストーブなどでの使用とみなし、LPGについてはコンロ・湯沸器等での使用とみなして算定します。
自動車走行	公用車について、車種区分・燃料区分ごとに走行距離を集計して算定します。
船舶の航行	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
麻酔剤の使用	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
家畜の糞尿処理	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。

耕地で使用した化学肥料、その他の肥料	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
牛の放牧	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
農業廃棄物の焼却	基準年度の排出量算定時点において植物性廃棄物の焼却に関する記録がなく、情報を得られなかったため基準排出量に加算していません。そのため、当面は算定しません。
下水またはし尿の処理	クリーンセンターについては終末処理場として処理水量の資料を基に算定します。 衛生センターについてはし尿処理施設として処理水量の資料を基に算定します。
浄化槽によるし尿・雑排水の処理	町内の一般家庭等の浄化槽は対象外です。 基準年度の排出量算定の時点において、役場等施設に設置されている浄化槽の情報の入手が困難であったため基準排出量に加算していません。そのため今回の計画においては算定しません。
一般廃棄物の焼却	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
産業廃棄物の焼却	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
そのほか	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(4) ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)

活動量の区分	取 扱
自動車用エアコンディショナーの使用及び廃棄	公用車の使用及び廃車を対象として排出量を算定します。 HFC ガスの種類については、カーエアコンで主に使われている、HFC-134a として算定します。
噴霧器・消火剤の廃棄	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。
そのほか	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(5) パーフルオロカーボン類 (PFCs)

活動量の区分	取 扱
そのほか	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。

(6) 六ふっ化硫黄 (SF₆)

活動量の区分	取 扱
SF ₆ が封入された電気器具の使用、点検、廃棄	基準年度の排出量の算定時点において SF ₆ 使用機器に関する資料が得られず、基準排出量に加算していないため、今回策定の本計画では算定対象としません。

(7) 三ふっ化窒素 (NF₃)

活動量の区分	取 扱
NF ₃ の製造、半導体素子の製造	役場等施設の事務事業として該当するものがないため算定しません。

2 温室効果ガスの排出状況

本町関連施設からの温室効果ガスの排出状況は以下のようになっています。

(1) 大崎町役場関連施設からの排出

<排出量>

大崎町役場関連施設からの温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度の基準排出量が3,441t-CO₂、2021（令和3）年度の比較排出量が3,583 t-CO₂でした。鹿児島県全体の2020（令和2）年度の排出量は、1,187万 t-CO₂*となっており、約0.03%に相当します。

※2020年度鹿児島県の排出量：令和4年12月 鹿児島県地球温暖化対策実行計画パブリックコメント時の原稿より

<ガス種別排出割合>

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出割合は二酸化炭素（CO₂）の排出量が99%を占めており、メタン（CH₄）と一酸化二窒素（N₂O）は1.0%未満でした。他のガスはデータ不足から算定できませんでした。

<ガス排出起源>

エネルギーの使用を起源とする温室効果ガス排出については、コンロや湯沸器等の家庭用機器の使用および公用車の走行に伴い発生するメタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）がわずかにあるものの、そのほとんどを二酸化炭素（CO₂）が占めています。この二酸化炭素（CO₂）についてのエネルギー種別の排出量割合をみると、2021年度（令和3年度）では、A重油48.4%、電力44.0%、軽油3.1%、ガソリン2.5%、LPガス1.0%、灯油1.0%となっていて、A重油が大半を占めていました。

A重油の排出は、基準年度においては「あすばるおおさき」からの排出が多くを占めていましたがここがなくなったことにより大幅に減少しました。

<部署別排出量>

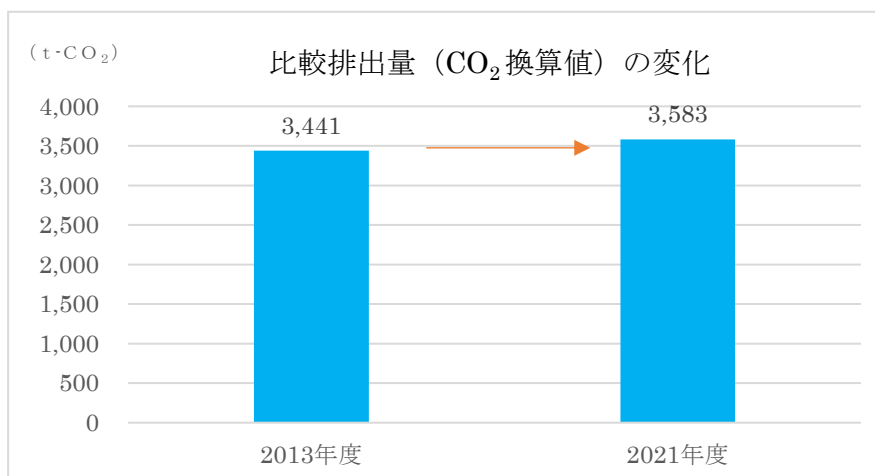
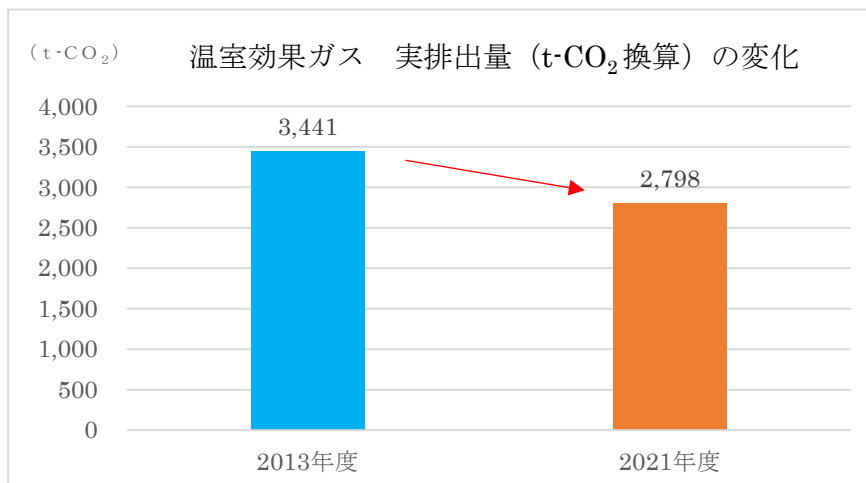
部署別のエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）排出量をみると、教育委員会が12.1%で、多数の小中学校等の排出が含まれています。次は住民環境課が11.5%を占めていました。

<排出量の経年比較>

基準年度である 2013(平成 25)年度の温室効果ガス排出量 (CO₂ 換算値 以下省略) が 3,441 t・CO₂であるのに対して、2021 (令和 3) 年度の実排出量は 2,798 t CO₂となりました。

また、基準年度と同じ排出係数を用いて算定した比較排出量では、3,583 t CO₂でした。

実排出量は電気の排出係数が低下することにより、減少しています。しかし、町内の取組実態の変化を表す、基準年度の排出係数で算定した比較排出量で見ると、8 年間で約 142t・CO₂と増加 (2013 年度比+4.1%) していました。



※比較排出量：基準年度 (2013 年度) の排出係数に活動量を乗じて算定したもの。

(2) 大崎町役場からの排出状況の評価

① 現況

大崎町役場関連施設から排出された温室効果ガスの実排出量は、算定年度である 2021 (令和 3) 年度において 2,798t-CO₂ となっていました。

これは、36~40 年生のスギが 1 年間に吸収する二酸化炭素の量 (約 2.4kgCO₂/ 年) で計算すると約 21 万本、1 ヘクタールに 1,000 本のスギが植わっていると仮定した場合、約 1,166 ヘクタール (大崎町の面積 239.65km² の約 4.9%) の面積の森林により吸収される量に相当します。

参考：林野庁ウェブページ ホーム>分野別情報>地球温暖化防止に向けて>よくある質問
http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html#q1

基準排出量である 2013 年度 (平成 25 年度) の温室効果ガス排出量は 3,441 t-CO₂ に対し、2021 年度 (令和 3 年度) の温室効果ガス排出量の比較排出量は 3,583 t-CO₂ となり、約 4%増加しています。

② 主な温室効果ガス排出量増加箇所と要因

温室効果ガス排出量が増加した主な箇所は、公民館、教育施設等です。

また、2013 (平成 25) 年度にはなかった体験交流館等の観光施設の新設、中央公民館建替えによる建物の大型化によるエネルギー消費量の増加が原因として考えられます。

小・中学校では、この期間、全校でエアコン設備が導入されたことで、大きく電力の消費量が増加し、温室効果ガス排出量が増加したと考えられます。

このように、設備・施設の新設、立替えによる建物の大型化、エアコン設備の新たな導入等で温室効果ガス排出量が増加していると考えられます。

③ 対策

建物の新設や改築の際は、断熱性能の高い断熱材や高性能建材を使用し、環境負荷ができる限り少ない契約を結びます。また、太陽光発電や太陽熱利用等による再生可能エネルギーの導入を進めることも重要です。

教育施設に関して、空調設備等の導入の際は、できる限り省エネルギー型の機種を導入することと並行して窓に遮熱フィルム、または断熱塗装を行い、断熱性を高めることが重要です。さらに、照明器具を LED 化することも、温室効果ガス排出量削減に効果が見込まれます。

④ 主な温室効果ガス排出量減少箇所と要因

温室効果ガス排出量が減少した主な箇所は、本町役場庁舎、公用車等です。

本町役場庁舎において、照明設備をLED照明に変更したことが大きな要因だと考えられます。また、こまめに電気を消したり、夏季期間のクールビズによる節電の取組みを推進した結果も影響していると考えられます。

公用車については、更新の際、普通車から排気量の小さい軽自動車への買替えが進み、燃料消費量が減少したことが要因であると考えられます。

図書館は、照明設備をLED照明に変更したことが大きな要因であると考えられます。また、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス流行の影響で、開館時間の縮小や、移動図書館を取りやめたこと等活動量の低下も大きく影響していると考えられます。

このように、温室効果ガス排出量減少箇所の要因は、照明設備をLED化への更新や燃費の良い車への買替え、節電の取組、活動量の低下等でした。



LED 照明

第3章 基準年度および温室効果ガスの排出量削減目標

1 基準年度および基準排出量

国の地球温暖化対策計画においては、基準年度を2013（平成25）年度におき、中期目標として2030（令和12）年度に基準年比で46%減を設定しています。本計画は国の地球温暖化対策計画を推進する立場から、基準年度を国にそろえて2013（平成25）年度とします。

基準年度である2013（平成25）年度における各活動量と基準係数等により算定した温室効果ガスの総排出量を基準排出量とし、今後の削減活動のモニタリングにおける対比の際の基準とします。国の地球温暖化対策計画においては、エネルギー起源の二酸化炭素排出量とそれ以外の温室効果ガス排出量は、それぞれ削減目標が異なりますが、本計画においてはエネルギー起源の二酸化炭素排出量とそれ以外の温室効果ガス排出量の二酸化炭素換算量をあわせて基準排出量としてモニタリングしていきます。

2 将来水準と温室効果ガスの排出量削減目標

(1) 将来水準

人口ビジョン2020（令和2）年度において、大崎町の2030年度の人口推計値を9,891人としており、2013（平成25）年度比で約28%の人口減少を想定しています。

これに伴い行政サービスの縮小が想定される一方で、一層の振興策の展開や町民の高齢化等に対応したよりきめ細かいサービスが必要とされる側面も想定されます。これらを勘案し、本計画においては、2030（令和12）年度までの行政サービスで基本的に消費するエネルギーの水準は、現状のレベルで推移するものと設定します。

(2) 目標年度

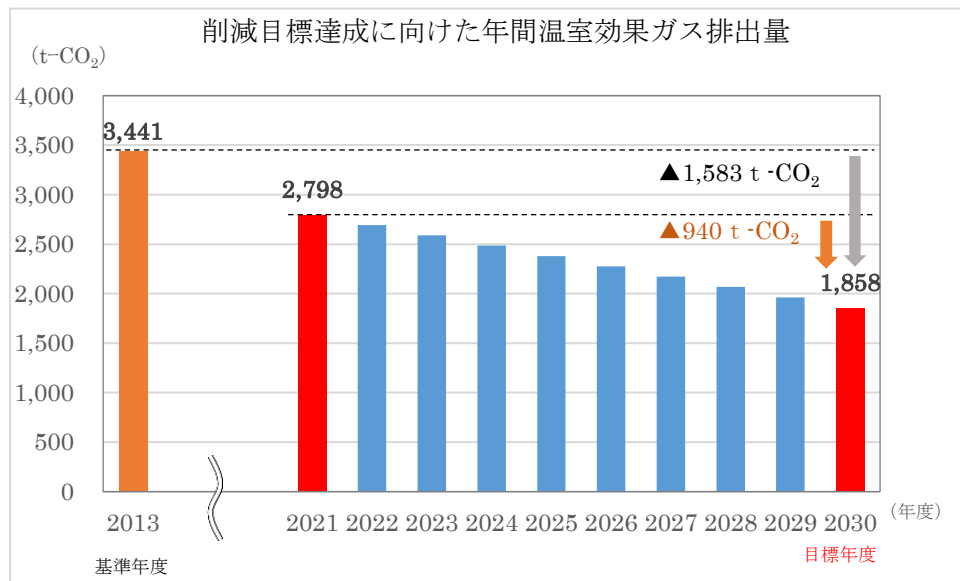
本計画においては、国の地球温暖化対策計画の目標年度との整合を図り、2030年度を目標年度と定めます。

(3) 削減目標

大崎町が率先して地球温暖化対策に取り組み、国の削減目標達成に貢献するとともに、事業者・町民の模範となるよう努力するため、比較排出量において『2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度の比46%削減』を目標とします。

(4) 削減目標の設定の考え方

最終目標年度の 2030（令和 12）年度において、2013（平成 25）年度の基準排出量 3,441t-CO₂ から 46%削減の目標排出量 1,858t-CO₂ を達成するためには、基準年度より 1,583t-CO₂ の削減が必要です。そのためには、算定した 2021（令和 3）年度より、9 年間で 940 t-CO₂ の削減が必要で、毎年約 104.4t-CO₂（基準年度比約 3%）ずつ削減を続けていく必要があります。この割合で行くと本計画の最終年度 2030（令和 12）年度末において、1,858t-CO₂ を目指すこととなります。



第4章 取組項目及び取組目標

本計画では、環境保全の取組を体系化し、より一層効果的なものとするため、全ての職員がその職務を進めるに際して取り組むべき事項を5つの取組分野、18の取組項目で示します。取組項目別に取組目標を設定し、これについては、毎年評価基準により取組状況を点検し、その結果を公開していきます。

2030年度の削減目標は、2013年度比で46%

温室効果ガス排出量を削減します。

取組分野1 環境に配慮した製品利用します	評価項目
	(1) 次世代自動車等及び充電設備の導入
	(2) 再生紙の使用推進
	(3) 環境に配慮した会議やイベント開催の推進
取組分野2 省資源・省エネルギーを推進します	評価項目
	(1) 上水使用量の削減
	(2) 電気使用量の削減
	(3) 燃料使用量の削減
取組分野3 環境汚染を防止し緑化等を推進します	評価項目
	(1) 緑のカーテンの設置や緑化等の推進
	(2) 汚染物質等の排出抑制等
	(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
取組分野4 建築・改修、機器更新等における再生可能エネルギーの導入及び環境配慮を進めます	評価項目
	(1) 省資源に配慮した建築・改修の推進
	(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の推進
	(3) 適切な機器運用
	(4) 再生可能エネルギーの導入推進
	(5) 環境配慮契約の推進
取組分野5 職員等の環境保全意識向上のための取組や総合的な省エネルギーにつながる取組を進めます	評価項目
	(1) 職員の環境保全意識の向上
	(2) 職員の自主的取組の推進
	(3) 関係者との連携の推進
	(4) 総合的な省エネルギーにつながる取組の推進

取組分野 1 : 環境に配慮した製品を利用します

(1) 次世代自動車及び充電設備等の導入

自動車による燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素やメタン等の排出を削減するため、公用車の更新時における次世代自動車及び充電設備の導入に努めます。

<目標>

- 新規導入・更新車両は原則として次世代自動車とします。また、電気自動車導入施設に関して、充電設備の設置率を100%とします。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化,運用改善(予算化がほとんど不要で,すぐに取り組める事項)

- ① 車の更新時における廃棄車両の適正な廃棄(特にカーエアコン)を徹底します。

第2段階:設備改善,設備付加(小規模投資による改善事項)

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

- ② 車両価格等を勘案しながら、ハイブリッド自動車・電気自動車等の環境にやさしい次世代自動車の導入に努めるほか、車両用途に応じ、排気量の小さな車への更新等を進めます。自動車の導入と併せて充電設備も取り付けます。

評価基準

期間内の新規導入車両・更新車両に占める次世代自動車、低燃費車、軽自動車の割合が100%であるか

- ①～②が実施されているか。

●次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等のことをいいます。

(2) 再生紙の使用推進

木材パルプの使用量の削減，外国からの木材の輸入を抑制するため，再生紙の使用推進に努めます。

<目標>

- 用紙は，古紙含有率 80%以上，白色度 70%未満の製品を使用します。
- トイレットペーパーは，古紙配合率 100%の製品を使用します。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化，運用改善(予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項)

- ① 用紙類は，古紙含有率 80%以上，適度な白色度の再生紙を使用します。あわせて竹紙の使用についても検討します。
- ② 印刷物の作成に当たっては，写真集等特殊なものを除き，原則として，再生紙を使用し，古紙含有率(再生紙使用マーク)およびエコマークを明記します。
- ③ トイレットペーパーは，古紙配合率 100%の製品を使用します。
- ④ 本町への納入業者等にも再生紙利用を呼びかけます。

第2段階:設備改善，設備付加(小規模投資による改善事項)

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

①～④が実践されているか

●古紙配合率

その再生紙の原料パルプに占める古紙パルプの割合のことで，数字が高いほど古紙の使用量が多くなります。

●白色度

パルプ又は紙の白さの程度を表す指標であり，数字が高いほど白くなります。木材チップや古紙をパルプ化する工程では，白色度を上げるために多量の漂白剤等を使っていることから，白色度の低い製品を選ぶことは，薬品の使用削減，排水処理の簡素化，古紙の利用促進など環境負荷の低減につながります。一般的な文庫本の白色度は，67～67%，新聞紙の白色度は 60%以下となっています。

●再生紙使用マーク

再生紙の利用を促進するため，3R 活動推進フォーラム(全国都道府県・事業者団体等からなるごみ減量化の推進団体)が定めたマーク(古紙配合率を明記)のことで。

(3) 環境に配慮したイベント開催の推進

地球温暖化対策の推進や廃棄物の減量化・分別の徹底等について、町民への普及啓発を図るため、町が主催するイベントの開催にあたっては、環境への負荷の低減に努めます。

<目標>

○イベントの開催にあたっては、環境に配慮して実施します。

《目標達成のための取組》

第1段階:管理強化,運用改善(予算化がほとんど不要で,すぐに取り組める事項)

- ① 紙皿など使い捨て資材の利用を極力少なくするなど、発生する廃棄物の減量化を推進します。
- ② ペットボトル飲料の提供禁止など、イベントや会議等でのプラスチック製品の使用を抑制します。
- ③ 空調温度設定の適正化を図り、消費される資源・エネルギーを抑制します。
- ④ 参加者に省エネに有効な乗り合いバス等の活用啓発を行います。
- ⑤ 会場周辺環境に配慮します。
- ⑥ エコステーション(分別ゴミ箱)設置,マイバッグ持参など環境配慮意識の向上に努めます。
- ⑦ 協賛・運営団体への協力の依頼と、ごみの分別指導を行います。

第2段階:設備改善,設備付加(小規模投資による改善事項)

- ⑧ 国や県などが実施している温室効果ガスの売買制度(かごしまエコファンド, Jクレジット制度等)を利用して、二酸化炭素の削減量・吸収量を購入して実質的に二酸化炭素排出量を削減するカーボン・オフセットの採用に努めます。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

- ① ~⑧が実践されているか

取組分野 2：省資源・省エネルギーを推進します

(1) 上水使用量の削減

水道水は、貴重な水資源を利用し、水道水が利用できるようにするために多くのエネルギーを消費していることから、水資源を保全するとともにエネルギーの消費抑制のため、上水使用量の削減を推進します。

<目標>

- 2030（令和 12）年度における上水使用量を基準年である 2013（平成 25）年度比で 30% 以上 削減します。

《目標達成のための取組》

第 1 段階：管理強化，運用改善（予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項）

- ① 洗面，手洗い，食器洗い等における水の流し放しを止めるなど，日常的に節水に努めます。
- ② 公用車の洗車，植栽や花壇等への散水用に雨水や空調ドレンの積極的な利用を推進するため，雨水貯蔵タンクの設置について検討します。
- ③ 使用量を前月又は前年度同月と比較するなどにより，漏水等の早期発見に努め，速やかに対策を講じます。
- ④ ホースを使用する場合は，手元で水止ができるようなノズルを使用します。

第 2 段階：設備改善，設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑤ 節水コマ・トイレ用擬音装置などの節水対策を講じます。
- ⑥ 洗濯機など水を使用する設備・機器等の更新時は，節水型の機種を購入します。

第 3 段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準

- ①～⑤が実践されているか

(2) 電気使用量の削減

電力は、発電時において多くの化石燃料を使用し、多量の二酸化炭素を排出していることや、事務事業における温室効果ガス排出量の占める割合が多いことから、徹底した電気使用量の削減を推進します。

<目標>

○2030（令和12）年度における電気使用量を、基準年である2013（平成25）年度比で50%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第1段階：管理強化、運用改善(予算化がほとんど不要で、すぐに取り組める事項)

【空調の管理】

- ① 冷房は28℃を目安に運転します。これを効果的に進めるため、クールビズの取り組みと、扇風機等の併用を推奨します。この際はポスター等の掲示を行い、職員に周知するとともに、来庁者への理解と協力を求めます。
- ② 電算室の空調温度設定についても、機器に支障の無い範囲で高めの温度設定での運用に努めます。
- ③ 暖房は原則利用しないこととします。施設の必要上、暖房を使用する場合は20℃を目安に運転し、ウォームビズや空気を攪拌させるサーキュレーターや扇風機等の併用を推奨します。
- ④ 冷房・暖房中の窓やドアは、換気時を除き開放したまま放置しないこととします。また、ブラインド・カーテン等を有効に活用し、冷房・暖房の効率化を図ります。
- ⑤ 空調設備のフィルターを定期的に清掃します。

【消灯の励行】

- ⑥ 昼休み時間および閉庁時間の屋内照明は原則として点灯しません。（庁舎については、窓口部分を除き12時に一斉消灯します。）
- ⑦ 夜間残業時の照明は、必要な範囲のみ点灯するとともに、超過勤務の縮減と定時退庁日の取組を一層徹底します。また、冷暖房の効率化や光害の防止のため、日没後はブラインド等を閉めます。
- ⑧ 会議室、湯沸室、更衣室、トイレや廊下、階段等は、原則、不使用時は消灯し、使用時のみ点灯させます。自動点灯装置の導入も検討します。
- ⑨ 業務に支障のない範囲で、照明点灯箇所を削減するとともに照明時間を縮減します。
- ⑩ 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯します。

【電気製品の管理】

- ⑪ 省エネタップ・手元スイッチの活用を進め、待機電力の削減を一層進めます。
- ⑫ テレビ、ビデオなどは、主電源で操作し、待機電力を削減します。退庁時においては、主電源オフの確認を徹底します。
- ⑬ コピー機やファックス機については、各所属における必要台数を精査し、台数を削減します。
- ⑭ 事務事業の運用上必要な場合で保温ポットを新たに購入する場合は、省エネタイプのものか、電気を使用しない製品とします。コーヒーマーカーについては、今後の設置を控えます。既存の電気式保温ポットは低めの温度設定とし、必要に応じて再沸

騰を利用します。

【パソコンの管理】

- ⑮ 長時間の離席時にはパソコンの電源を切ります。10分以上使用しないときに自動的にスリープもしくは画面をOFFにする設定にします。
- ⑯ 日常の使用時は画面照度を低めに設定します。
- ⑰ 新たに購入するときは、業務で必要とされるスペックを満たした省エネ型のパソコンの導入を進めます。

【その他1】

- ⑱ 庁舎内の自動販売機の設置状況を精査し、台数の削減を検討するとともに、省エネルギータイプの機種への変更を設置業者に依頼します。
- ⑲ 学校での省エネ活動を進めるための「フィフティ・フィフティ活動」（対前年比で省エネができた場合は、経費削減額の半分を学校で自由に使える予算とする処置）など、効果的に省エネ活動が進むような仕組み作りを検討します。

第2段階:設備改善,設備付加(小規模投資による改善事項)

【その他2】

- ⑳ 施設改修時には照明機器などに人感センサーの付加を進めます。
- ㉑ 電力の使用量がわかるメーターを設置するなどして取組の見える化を進めます。
- ㉒ ポンプやコンプレッサー等で使用するモーターを更新する際は、省エネ型の製品を優先して導入することとします。
- ㉓ 環境配慮契約（製品やサービス調達する際、環境負荷ができるだけ少なくなるような契約）を推進します。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

【省エネ機器の導入】

- ㉔ 「省エネルギー機器導入等に関する環境配慮指針」に沿った機器整備を進め、省エネルギー型のOA機器、照明器具等の設備、電化製品等の導入に努めます。
- ㉕ 機器の整備・更新にあたっては、長期的な視点を持って費用負担が小さくなるよう、省エネルギー効果の大きい機器を選択する視点をもって実施します。
- ㉖ 規模の大きな改修・新設においては、電力のピークを抑制し基本料金を大幅に低減させるデマンドコントロールやビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)設備の導入を検討します。

評価基準

- ① ～㉖が実践されているか。
- 電気量が基準年度比50%以上削減されているか。

(3) 用紙類使用量の削減

二酸化炭素の吸収源となる国内外の森林資源の保全や廃棄物減量の観点から、用紙類使用量の削減に努めます。

<目標>

○2030（令和12）年度における用紙類使用量を、基準年である2013年度（平成25年度）比で20%以上削減します。

<目標達成のための取組>

第1段階：管理強化，運用改善（予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項）

【資料等の簡素化】

- ① 会議資料等はより一層の簡素化を図り、必要最小限の作成部数とします。
- ② 印刷物・報告書等の簡素化や配布先・作成部数の削減を図ります。
- ③ 一般文書の簡素化を図ります。

【コピー用紙の削減】

- ④ 両面コピーを徹底します。
- ⑤ コピー機の更新に当たっては、両面コピーおよび集約コピーやオンデマンド印刷のできる機種を導入します。
- ⑥ ミスコピーを防止するため、複写機の使用後は必ずオールクリアボタンを押します。
- ⑦ パソコン作成文書等は、不要な用紙が排出されないように必ず画面上で印刷状態を確認してから印刷します。
- ⑧ 資料の共有化を図り、回覧や掲示板等を活用します。
- ⑨ 電子メール、電子掲示板等を積極的に活用し、ペーパーレス化を進めます。
- ⑩ 打合せ資料等は、可能な限りペーパーレス化し、配付資料は両面コピー・裏紙コピーとします。その際、必要に応じて、集約コピーに努めます。

【用紙の再利用】

- ⑪ 裏面を使用していないコピー用紙等は、コピー機用の紙トレイに専用トレイを設けるなどして未使用面の利用を推進します。
- ⑫ 使用済み用紙の裏面をメモ用紙等に活用します。

第2段階：設備改善，設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑬ 電子回覧，電子決済システム導入によるペーパーレス化を推進します。
- ⑭ タブレット端末を導入・活用し，用紙の使用量を削減します。

第3段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

評価基準

- ① ～⑭が実践されているか

(4) 燃料使用量の削減

石油やガス等の燃料の燃焼に伴い排出される二酸化炭素や窒素酸化物等は，地球温暖化 や大気汚染の原因となることから，燃料使用量の削減に努めます。

<目標>

○2030（令和 12）年度における公用車の燃料使用量を，基準年である 2013（平成 25）年度比で 50%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第 1 段階：管理強化，運用改善（予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項）

- ① 車両の効率的な使用に努め，乗合を積極的に行います。
- ② タイヤの空気圧をはじめとする定期的な車両整備を励行し，車両の適正な維持管理を行います。
- ③ 近距離（おおむね 1 k m以内）の業務については，徒歩や 自転車などで対応することにより公用車の使用の削減 に努めます。
- ④ 公用車運転日誌に燃費の記録欄を設け，給油時に燃費 を計算できる様にして，職員間で情報共有してエコド ライブを意識化できるようにします。
- ⑤ 毎週水曜日は「ノーマイカーデー」とし，可能な限りマイカーを使用しないようにします。

第 2 段階：設備改善，設備付加（小規模投資による改善事項）

- ⑥ エコドライブの講習会実施，車両へのスローガンの貼付を行い，エコドライブの普及を図ります。

第 3 段階：高効率設備導入（計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項）

- ⑦ 車両の更新時には，原則として次世代自動車・軽自動車を選択します。

評価基準

- ① ～⑦が実践されているか

取組分野 3：環境汚染を防止し緑化等を推進します

(1) 緑のカーテンの設置や緑化等の推進

二酸化炭素の吸収源ともなる緑化を推進します。

<目標>

○地域の緑化を積極的に推進します。

《目標達成のための取組》》

第1段階：管理強化，運用改善(予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項)

- ① 緑のカーテンを継続的に育てるほか，屋上緑化なども行いながらエアコンの効率向上を推進します。これらが継続的に育てられるようにするために緑のカーテンコンテスト・表彰などの仕組みを立ち上げることにについて検討するとともに，地域の特性にあった，緑のカーテンにふさわしい植物の選択について研究を行います。
- ② 庁舎周辺の緑地等については，適切な管理に努めます。
- ③ 緑地や植栽等の管理にあたっては，農薬や化学肥料の使用量を削減します。

第2段階：設備改善，設備付加(小規模投資による改善事項)

- ④ 新たな施設整備にあたっては，周辺環境や生物多様性に配慮した緑化を推進します。
- ⑤ 公共事業においても，可能な限り植栽に努めます。特に裸地を発生させないような工法を取り入れ，緑化の増進と土砂の流出防止に努めます。
- ⑥ 県内の森林整備等を支援する，かごしまエコファンドの購入などにより県内の森林整備などに貢献します。

第3段階：高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

- ⑦ 町有林の適正管理を進め，二酸化炭素の吸収量の増大を図ります。

評価基準

- ① ～⑦が実践されているか



(2) 汚染物質等の排出抑制等

環境汚染や地球温暖化対策の推進，オゾン層の保護等を図るため，施設・設備等の適切な管理に努めます。

<目標>

○汚染物質や温室効果ガスの排出抑制に積極的に努めます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化, 運用改善(予算化がほとんど不要で, すぐに取り組める事項)

① 排水処理施設やボイラー等の適切な点検管理を行い，排出基準等の遵守に努めます。

第2段階:設備改善, 設備付加(小規模投資による改善事項)

② フロン類を使用したカーエアコン，冷蔵庫，ルームエアコンやハロンを使用した消火設備・機器，六ふつ化硫黄を使用しているトランスなどは正しく取り扱い，廃棄する場合には，適正に処分します。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

① ～②が実践されているか

(3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

廃棄物総量(資源ごみを含む)を抑制します。分別を徹底し焼却ごみの減量を図り、資源として有効活用できるものは徹底してリサイクルを推進します。

<目標>

- 2030(令和12)年度における廃棄物総量(資源ごみを含む。)を基準年である2013(平成25)年度比で30%以上削減します。

《目標達成のための取組》

第1段階:管理強化,運用改善(予算化がほとんど不要で,すぐに取り組める事項)

- ① ごみの分別を徹底し,ごみの排出抑制に努めます。
- ② 用紙類の使用量の一層の削減に努めます。
- ③ 日常の勤務においても,マイバッグ・マイ箸・マイボトルの使用を推進します。
- ④ 過剰包装された製品の購入を極力避けます。
- ⑤ ビン,缶,紙類の資源ごみについても発生の抑制に努めます。
- ⑥ 使用済用紙は裏面利用するなど再利用を促進します。
- ⑦ 調理施設においては,献立内容や調理の工夫で残飯や生ゴミの減量に努めます。
- ⑧ 備品類,その他事務用消耗品類は修理・補修を心掛け,長期繰り返し使用するよう努めます。
- ⑨ 庁内の会議はペットボトルによる飲料の提供を廃止するなど,プラスチック製品の削減に努めます。

第2段階:設備改善,設備付加(小規模投資による改善事項)

- ⑩ 食品残さの有効利用として飼料化,肥料化,バイオガス化の検討をします。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

- ① ~⑩が実践されているか

取組分野4：建築・改修，機器更新等における環境配慮を進めます

(1) 省資源に配慮した建築・改修の推進

公共建築物の建築・改修に当たっては，合板型枠材料等の削減や反復利用の可能な代替型枠の活用，省エネ・省資源に配慮した資材の利用や運用方法，また節水に有効な器具の導入を図ります。

<目標>

○省資源に配慮した建築・改修に努めます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階：管理強化，運用改善(予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項)

- ① 建築物等の発注にあたっては，支障の無い限り，合板型枠材料等の削減および反復利用の可能な代替型枠の利用など，森林保全，資源保護につながる資材等を利用していきます。
- ② 発注者として省エネ型工事機材の利用，建築廃棄物の再資源化，適正処理を推進します。

第2段階：設備改善，設備付加(小規模投資による改善事項)

- ③ 節水型衛生器具，感知式の洗浄弁，自動水栓，節水コマなど節水に有効な器具の導入に努めます。
- ④ 雨水や排水の有効利用を図ります。
- ⑤ 再生材，リサイクル材，地元の資材（県産材）など環境配慮型資材等の優先調達に努めます。
- ⑥ 建築廃棄物の少ない施工技術・施工工法の採用に努めます。

第3段階：高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

- ① ～⑥が実践されているか

(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の推進

公共建築物の建築・改修に当たっては、温室効果ガス排出量削減に大きく寄与する省エネルギー化を進めます。自然採光などの活用、太陽光発電や太陽熱利用等の設備や省エネルギー機器導入等に関する環境配慮指針に沿った機器整備・更新を行い、省エネルギー型機種を導入、断熱性の向上を図ります。併せてエネルギーの見える化の推進などに努めます。

<目標>

- 省エネルギーに配慮した建築・改修に努めます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化, 運用改善(予算化がほとんど不要で, すぐに取り組める事項)

第2段階:設備改善, 設備付加(小規模投資による改善事項)

- ① 省エネ設備・再生可能エネルギー設備設置にあつては、電力量計を見えるところに設置したり、これらの設備の解説パネルなどを設置することで、環境学習用の教材としての利用につなげます。
- ② 断熱性能の向上に寄与する屋上、ベランダなどの緑化、窓などへの断熱フィルムの貼付に努めます。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

- ③ 建築物における自然採光や自然換気、通気などの活用を図ります。
- ④ 太陽光発電や太陽熱利用等の設備の導入に努めます。特に、多くの町民の利用が見込まれる施設については、設備導入を推進します。
- ⑤ 電気・機械設備は、省エネルギー型の機種を導入します。
- ⑥ 照明設備の更新、新設は基本的にLEDなど省エネルギー型の機種を導入し、LED照明導入率100%を目指します。また、人感センサーの付加を検討し推進します。
- ⑦ ボイラーについては太陽熱・ヒートポンプ併用もしくは置き換え更新を検討するほか、大きな熱量が必要な施設については、LNG(液化天然ガス)などの二酸化炭素の排出量がより少ない燃量を使用する機種の選択やエコマイザーなど高効率化を行う設備の導入に努めます。給油が必要な施設での大規模改修や新設においては、バイオマスボイラー燃料電池やマイクロタービン発電の導入も検討します。
- ⑧ 包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO (Energy Service Company)の活用について積極的に検討し、必要に応じ導入します。
- ⑨ 設備導入や改修の際は、環境負荷ができるだけ少ない契約を締結します。
- ⑩ 新設の建築物や改修の際は、高性能な断熱材や、断熱性の高い窓等高性能建材を使用します。

評価基準

- ① ~⑩が実践されているか

(3) 適切な機器の運用

機器の適正な管理や運用を行うことで、環境への負荷が過大にならないように配慮します。

<目標>

○適切な機器の管理・運用に努めます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化, 運用改善(予算化がほとんど不要で, すぐに取り組める事項)

① 機器の運用に必要な点検や保守については、規定どおり定期的を実施して機器の機能が低下することがないように運用していきます。

第2段階:設備改善, 設備付加(小規模投資による改善事項)

- ② 適正な機能を維持する上で必要となる機器・部品の交換は、予防的な視点で実施するように努めます。
- ③ 受変電設備については、電気の使用実態の評価を行って、適正な進相コンデンサーの設置を行います。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

④ 環境負荷を低減させるような機器機能の向上のための改修等については、機器メーカーや保守事業者などからの日常的な情報収集を行い、必要に応じて実施できるように準備します。

評価基準

① ～④が実践されているか

(4) 再生可能エネルギーの導入推進

2030（令和 12）年度までに、温室効果ガス排出量の 2013（平成 25）年度比 46%削減するため、ハード面の改善が必須となります。本庁舎や各出先機関における太陽光発電、風力発電、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入に努めます。

<目標>

- 太陽光発電，風力発電などの導入に努めます。
- 太陽熱利用，バイオマスエネルギーなど発電以外の再生可能エネルギーについても導入に努めます。

≪目標達成のための取組≫

第 1 段階：管理強化，運用改善(予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項)

- ① 既存の太陽光発電設備等の適切な維持管理を行います。

第 2 段階：設備改善，設備付加(小規模投資による改善事項)

- ③ 町有の施設で省エネルギー診断を行い，創エネ，省エネのポテンシャル調査を実施し，2030（令和 12）年度温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比，46%削減するための設備導入を検討します。

第 3 段階：高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

- ③ 本庁舎や各出先機関における太陽光発電の導入の検討を進めます。
- ④ 太陽熱利用などの太陽光発電以外の新エネルギーについても，町有施設等への導入に努めます。特に多くの町民の利用が見込まれる施設については，被災時対応の視点を含め，設備導入を推進します。

評価基準

- ① ～④が実践されているか

(5) 環境配慮契約の推進

環境配慮契約法に基づく基本方針（国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針）（令和4年2月25日変更閣議決定）が取りまとめられ、地方公共団体も、これらに基づいて環境配慮契約が努力義務になっています。環境配慮契約の推進は温室効果ガスの排出量の削減に寄与するだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことにもなり、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っているため、環境配慮型契約を推進します。

<目標>

○環境配慮契約の導入に努めます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化, 運用改善(予算化がほとんど不要で, すぐに取り組める事項)

① 既存の契約を整理し、契約や契約方法の見直し対象のものを洗い出します。

第2段階:設備改善, 設備付加(小規模投資による改善事項)

② 新規契約や契約更新時には、コストや仕様に加えて、その製品やサービスを取り巻く環境負荷を考えて総合的に判断して契約します。

③ 電気の契約について、環境に配慮した CO₂ 排出係数が低い小売電気業者との契約を検討します。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

① ～③が実践されているか

取組分野 5：職員等の環境保全意識の向上のための取組や総合的な省エネルギーにつながる取組を進めます

(1) 環境保全意識の向上

環境保全に関する取組の実践，また，研修や情報の提供を通じて，職員一人ひとりの自主的な環境保全に対する取組を職場や家庭を問わず推進します。

<目標>

- 職員の環境保全意識を向上させます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化,運用改善(予算化がほとんど不要で,すぐに取り組める事項)

- ① 毎週水曜日を「ノーマイカー推進の日」「環境保全率先実行の日(エコオフィスデー)」「定時退庁の日(ノー残業デー)」とし，庁内放送等により，エコ通勤，節電やごみの減量，定時退庁などを呼びかけます。
- ② 毎年2月の「省エネルギー月間」，6月の「環境月間」および12月の「地球温暖化防止月間」を「環境保全率先実行(エコオフィス)強化月間」とし，職員の意識の更なる向上に努めます。
- ③ 職員の環境保全意識の向上につながる職場内研修を定期的で開催するとともに，必要に応じて外部研修の充実を図ります。
- ④ 庁内 LAN ・庁内放送等により温暖化対策に関する情報を提供します。
- ⑤ 温暖化対策や環境保全に関する職員提案を実施します。
- ⑥ マイ箸，マイバッグ，マイボトル持参や環境家計簿の活用，地域の環境保全活動等への自主的取組を推進します。
- ⑦ 町内公共施設利用者等へ「地球温暖化対策」の周知を行い，取組を広げる。
- ⑧ 環境施策，環境保全に係る報告書を年一回作成し，職員だけでなく町民にも掲示板やホームページ等を通して環境保全意識向上に努めます。

第2段階:設備改善,設備付加(小規模投資による改善事項)

- ⑨ 市民や事業者に，環境施策，補助金，環境に関する最新の情報提供をセミナーや講座等を通して実施します。

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

- ⑩ エコアクション 21 や ISO14000 などの環境経営システムの認証取得を検討します。

評価基準

- ① ～⑩が実践されているか

(2) 職員の自主的取組の推進

職員が率先して取り組める事項を推進していきます。

<目標>

○職員が率先して環境保全活動に参画します。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化, 運用改善(予算化がほとんど不要で, すぐに取り組める事項)

- ① 通勤にあたっては, 徒歩や自転車を利用するエコ通勤に努めます。
- ② 環境保全活動等に積極的に参加するとともに, 各家庭においても率先実行に努めます。
- ③ 職員としての身だしなみを保ちながら, クールビズ, ウォームビズに取り組みます。
- ④ 地域清掃活動や環境ボランティア活動に積極的に参加するとともに, 各家庭においても, 省資源・省エネルギー, ごみの減量化・リサイクルなどに努めます。

第2段階:設備改善, 設備付加(小規模投資による改善事項)

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

- ① ~④が実践されているか

(3) 関係者との連携の推進

町役場と関連する事業者，団体等との連携のもとに取り組める事項を推進していきます。

<目標>

- 関係する事業者等へ協力依頼を行います。

《目標達成のための取組》

第1段階:管理強化，運用改善(予算化がほとんど不要で，すぐに取り組める事項)

- ① 公共施設の利用者および，公共施設等の管理委託者等・指定管理者，業務委託先等にも省エネについての啓発および協力を呼びかけます。
- ② 管理委託者・指定管理者，業務委託先等との契約時や契約更新時に契約条項への省エネ努力や環境配慮の取組事項を盛り込むことについて，検討します。
- ③ 関係施設に設置している飲料等の自動販売機の管理会社に，省エネ型機への更新等の依頼や昼間・休日の消灯など省エネ設定により管理するように要請します。

第2段階:設備改善，設備付加(小規模投資による改善事項)

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

評価基準

- ① ～③が実践されているか

(4) 総合的な省エネルギーにつながる取組の推進

総合的な省エネルギーにつながる取組を推進していきます。

<目標>

○総合的な省エネルギーの取組を進めます。

≪目標達成のための取組≫

第1段階:管理強化, 運用改善(予算化がほとんど不要で, すぐに取り組める事項)

第2段階:設備改善, 設備付加(小規模投資による改善事項)

第3段階:高効率設備導入(計画的な予算措置で大きな効果が見込める事項)

- ① 環境への取組について外部評価をうける国際規格である ISO14000 や環境省が実施するエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証取得について検討を進めます。

評価基準

①が実践されているか

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は大崎町の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、職員の自主性による取組に加え、組織的な推進体制や目標達成管理が求められます。そのため、以下の推進体制を構築して総括的な PDCA サイクルを回しながら計画の着実な推進と進行管理を行います。

「温暖化対策推進本部」「温暖化対策推進担当者」「温暖化対策事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 温暖化対策推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、管理職等の構成員を持って組織します。毎年7月の定例課長会議にあわせて温暖化対策推進本部会議を開催します。

<温暖化対策推進本部の役割：Action, Plan>

- ・ 実行計画の策定、見直し
- ・ 実行計画の推進に向けた点検と施策の立案



(2) 温暖化対策推進担当者

本庁各課に1名以上の「温暖化対策推進担当者」を選任し、毎年4月に事務局に報告します。前年度の本計画の進捗状況及びエネルギーの使用状況を事務局に報告します。

<温暖化対策推進担当者の役割：Do>

- ・ 各所属における本計画の推進・指導
- ・ 各所属の実行計画の進捗状況、エネルギーの使用状況をとりまとめ、4月末を目途に事務局に提出
- ・ 事務局と連携して本計画の総合的な推進を図る

(3) 温暖化対策推進担当者会議

毎年6月に温暖化対策推進担当者会議を開催し、本計画の進捗の確認と必要な推進施策の検討を行います。

会議における検討結果は7月の定例課長会議において開催する温暖化防止対策推進本部に報告します。

<温暖化対策推進担当者会議の議題：Check>

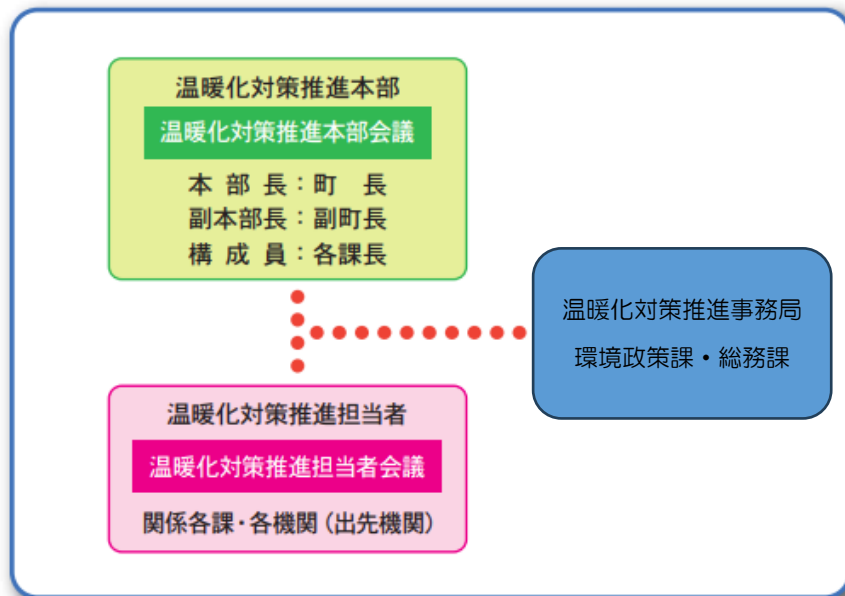
- ・ 温室効果ガス排出状況/削減状況の把握
- ・ 目標及び取組目標の達成状況の確認
- ・ 追加的に実施する必要がある推進施策の検討・提案

(4) 温暖化対策推進事務局

本計画の推進事務局は環境政策課・総務課におきます。計画全体の推進状況を把握し、総合的な進捗管理を行います。

<温暖化対策推進事務局の役割>

- ・温室効果ガス排出量のとりまとめ
- ・担当会議の開催
- ・温暖化対策推進本部への進捗報告
- ・温暖化対策推進本部で承認を受けた内容を町内外にわかりやすい形で公開



計画推進体制

2 進捗管理と実施状況の点検・公表

- ・本計画の取組を推進するため、「温暖化対策事務局」は「温暖化対策推進担当者」とおし
て、毎年度4月に前年度の各部署の進捗状況、取組状況を取りまとめます。
- ・とりまとめた内容は6月に実施する温暖化対策推進担当者会議で確認のうえ、進捗状況や
推進方策提案事項を「温暖化対策推進本部」に提出します。
- ・温暖化対策推進本部で確認後、計画の進捗状況を8月の町広報誌、ホームページ等におい
て温室効果ガス排出量・取組状況等の目標達成状況について公表します。

年間スケジュール

事務内容	責任者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
温暖化対策推進担当者を選任し事務局に報告	各部署長	■											
前年度のエネルギー使用量など集計	担当者	■	■										
計画の進捗状況・エネルギー使用量を事務局に報告	担当者		■	■									
前年度データのとりまとめ	事務局			■	■								
温暖化対策推進担当者会議で計画の進捗確認	担当者				■								
担当者会議での結果とりまとめ	事務局				■								
温暖化対策推進本部会議で対応策検討	推進本部				■	■							
温暖化対策推進本部会議で新たな計画策定	推進本部				■	■							
温室効果ガス排出量・取組状況等の目標達成状況の広報	事務局					■	■						
各部署での取組	各部署	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ 計画策定 (Plan) ■ 実施 (Do) ■ 進捗確認 (Check) ■ 評価・見直し (Action) ■ その他の事務作業

3 計画の見直し

計画の最終目標年度を2030年度とし、本実行計画では計画年度を2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。その間、社会情勢の変化、技術の進歩、点検・評価の結果、上位計画の更新等にあわせて、必要に応じて内容の見直しを行いながら計画を進めていくこととします。

大崎町地球温暖化対策実行計画
事務事業編 改訂版【2023年度～2030年度】

発 行 : 令和 5 年 2 月

発 行 者 : 大崎町

支 援 機 関 : 一般財団法人 鹿児島県環境技術協会